

株 主 各 位

東京都港区赤坂二丁目9番11号

**株式会社パイプロビッツ**

代表取締役社長 佐 谷 宣 昭

## 第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後掲の株主総会参考書類をご確認いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

### 【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年5月26日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付ください。

### 【インターネットによる議決権の行使】

2頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社の指定する議決権行使サイトより平成27年5月26日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

- |                 |   |                                                                                                                                  |
|-----------------|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日            | 時 | 平成27年5月27日（水曜日）午前10時                                                                                                             |
| 2. 場            | 所 | 東京都港区赤坂二丁目14番27号 国際新赤坂ビル東館14階<br>TKP赤坂駅カンファレンスセンター ホール14A<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)                                                |
| 3. 目的事項<br>報告事項 |   | 1. 第15期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）<br>事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会<br>の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第15期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）<br>計算書類報告の件 |

### 決 議 事 項

- |       |                  |
|-------|------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件         |
| 第2号議案 | 株式移転による完全親会社設立の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件      |

### 4. 招集にあたっての決定事項

2頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.pi-pe.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承ください。

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又はタブレットから当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください。）にアクセスいただくことによつてのみ実施可能です。（一部ご利用いただけない機種がございます。）
- (2) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取扱いたします。また、インターネットによつて議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効な行使としてお取扱いたします。
- (3) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) 議決権行使書用紙にてご案内する「ログインID」及び「パスワード」は、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- (5) 「ログインID」及び「パスワード」は、本総会に於いてのみ有効です。次回の総会の際には、新たに「ログインID」及び「パスワード」を発行いたします。

### 2. インターネットによる議決権行使の方法

議決権行使サイト (<https://www.pi-pe.co.jp/ir/vote/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従つて、平成27年5月26日（火曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご登録ください。

※スマートフォン又はタブレットをお持ちの株主様は右のQRコードを読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。



システム等に関するお問い合わせ先  
株式会社パイプドビッツ  
法務・業務管理部  
電話 03-5575-6601（代表）  
（土・日・祝日を除く10：00～18：00）

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年3月1日から  
平成27年2月28日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、消費税率引き上げの影響や円安による原材料等の価格上昇等による影響が見られたものの、政府の経済対策や金融政策等を背景とした、円安や株高傾向の進行により、企業業績も回復基調を示す等、緩やかな回復基調にて推移いたしました。

インターネット業界においては、総務省の平成25年「通信利用動向調査」によると、クラウドサービスを利用している企業の割合は、33.1%と前年度の利用企業割合から4.9ポイント上昇しております。なかでも、資本金50億円以上では52.8%と前年度の利用企業割合から5.4ポイント上昇しており、急速に普及が進んでおります。

当社グループでは、クラウドサービスの市場拡大やスマートフォンの普及拡大のほか、平成27年秋から国民への通知が予定される社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応など、当社グループにとって追い風ともいえる事業環境を背景に、業種又はサービス間の相乗効果を発揮しやすい営業組織体制の見直しを行うとともに、積極的に活動をしてまいりました。

当連結会計年度の主な活動としては、平成26年3月14日付でASP/SaaS型コールセンタープラットフォームサービス「BizBase」の開発及び提供をしている株式会社アズベイス（以下、「アズベイス」という）を簡易株式交換により完全子会社化し、連結の範囲に含めております。今回の簡易株式交換によるグループ会社化をとおして、当社グループが提供する情報資産プラットフォームのサービス拡充が期待できます。

平成26年5月20日には、東京証券取引所第一部へ上場市場を変更いたしました。東京証券取引所第一部への市場変更による会社の信用力とブランド力の向上を背景に、さらなる事業の創出、育成、発展をとおして業績の拡大を目指してまいります。なお、市場変更による手数料等として24百万

円の一時費用が発生いたしました。

平成26年9月30日には、中長期の持続的成長や業容・組織の拡大など一層の企業価値向上を見据え、さらなる経営の効率化を行うとともに、グループ経営資源の適切な配分やグループガバナンスの強化等を行うことが必要と判断し、純粋持株会社制への移行を検討することを公表いたしました。

平成27年2月16日には、ソーシャルメディア分野における新規事業への進出を目的として、SNS等のソーシャルメディア向け管理ソフトウェアのプラットフォーム開発及び販売、これらに付随する各種ソリューションサービスを展開しているSprinklr, Inc.の日本法人であるSprinklr Japan株式会社が実施する第三者割当増資の引受けを決議いたしました。また、当連結会計年度に、今後の成長を見据え、あらたに119名の人材採用を行い、これによる一時的な採用コストとして48百万円が発生しております。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績につきましては、売上高は3,173百万円（前期比26.1%増）、営業利益は625百万円（同10.7%増）、経常利益634百万円（同12.2%増）、当期純利益372百万円（同8.7%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

i) 情報資産プラットフォーム事業

当連結会計年度の活動の内、情報資産プラットフォーム事業の主な活動は以下のとおりです。

イ) 「スパイラル(R)」

当連結会計年度において、平成26年5月にクラウドサービスのセキュリティに特化した認証である、「STAR認証」を日本企業で初めて取得したほか、メール機能強化等をはじめとする主要機能の改善、既存システムのユーザビリティを大幅に向上させた新バージョンを発表するなど、計6回の機能強化及び改善を実施し、利便性向上をはかってまいりました。この結果、「スパイラル(R)」の有効アカウント数は、3,173件となりました。

ロ) アパレル特化型ECプラットフォーム「スパイラルEC(R)」

当連結会計年度において、後払い決済機能を標準搭載、販促機能などをはじめとして、計6回の機能強化及び改善を実施し、利便性向上をはかってまいりました。この結果、「スパイラルEC(R)」の有効アカウント数は55件となりました。

ハ) 会計クラウド「ネットde会計(R)」 「ネットde青色申告(R)」

当連結会計年度において、新消費税率への対応及び消費税一括変換機能、日計表機能の充実などをはじめとして、計9回の機能強化及び改善を実施し、利便性向上をはかってまいりました。また、平成26年11月には、「ネットde青色申告(R)」をフリーミアム化して基本使用料を無料化する取り組みを実施いたしました。この結果、「ネットde会計(R)」、「ネットde青色申告(R)」の有効アカウント数は1,305件となりました。

ニ) クラウド型グループウェア×CMS×SNS連携プラットフォーム「スパイラルプレース(R)」

当連結会計年度において、グループウェアの機能強化として、外部サービスとの連携やCMS機能の強化をはじめとして、計6回の機能強化及び改善を実施し、利便性向上をはかってまいりました。この結果、「スパイラルプレース(R)」の有効アカウント数は5,648件となりました。

ホ) その他の情報資産プラットフォーム

その他の情報資産プラットフォームとしては、薬剤・医療材料の共同購入プラットフォーム「JoyPla(R)」、美容師とお客様のヘアカルテ共有サービス「美歴(R)」、地域密着型SNS「I LOVE 下北沢」、政治・選挙プラットフォーム「政治山(R)」、BIM建築情報プラットフォーム「ArchiSymphony(R)」、コールセンタープラットフォームサービス「BizBase」などがあります。

この内、「I LOVE 下北沢」は、平成26年10月に開催されました「下北沢カレーフェスティバル2014」に併せて、コンテンツ制作やスマートフォン向けアプリのリリースを行ったことに加え、各メディアにも多く取り上げられた結果、当該SNSの認知度が高まりました。

「美歴(R)」では、平成26年10月に、スマートフォン向けアプリをフルリニューアル、同12月には、新機能追加、iOS向けアプリのリリース、機能改善アップデートをそれぞれ発表いたしました。

「ArchiSymphony(R)」は、平成26年3月に国土交通省から「BIMガイドライン」が発表されるなど、今後急速に普及が進むとみられる環境下において、BIM導入に向けたコンサルティング業務が増加傾向にあり、積極的な人材採用による体制強化をはかってまいりました。さらに、コンサルティング業務を通じて業界別のニーズを把握し、それを「ArchiSymphony(R)」に反映させることで、各業界向けに最適化されたBIMプラットフォームへの改良を推進してまいりました。

「BizBase」は、当連結会計年度より連結子会社となったアズベイスで提供しているコールセンタープラットフォームサービスです。IP-PBX、CTI、CRM、通話録音を一括して提供することでコールセンター運営に必要な機能をオールインワンで提供しております。平成26年11月には、新ソリューションとして、スマートフォンのWebフォーム入力をコールセンターのオペレーターが支援して革新的に効率化する「オムニチャネルコンタクトサービス」の提供を開始いたしました。今後は、スマートフォンのカメラ（画像、動画）のデータ連動を通じた、障害受付や機器故障、事故サポートなどへの展開など、応対品質の向上に寄与するサービスの提供を促進してまいります。

その他の実績としては、第三者機関として「AKB48 37thシングル選抜総選挙」のシリアルナンバー投票システムの構築・提供及び各チャネルからの投票結果の集計を行い、公正な選挙運営を支援いたしました。

これらの結果、情報資産プラットフォームの売上高は2,627百万円（前期比20.8%増）、営業利益は596百万円（同4.5%増）、有効アカウント数は10,413件となりました。

## ii) 広告事業

広告事業は、主に(1)クライアントのサービス認知度の向上、Webサイトへの集客、ブランド力向上等マーケティング支援を目的としたインターネット広告の代理販売、(2)自社で運営するメディア媒体における広告販売、(3)アフィリエイトASP一括管理サービス「スパイラルアフィリエイト(R)」の販売などを行っております。

「2014年（平成26年）日本の広告費」（株式会社電通調べ）によると、平成26年の総広告費6兆1,522億円の内、インターネット広告市場は1兆519億円（前年比112.1%）と推定され、当該市場においては初の1兆円を超えるなど、継続して市場規模が拡大している一方で、インターネット広告の配信技術がより細分化され、取扱い商材の選定及び利用用途の複雑化が進行しております。このような環境下において、当社ではクライアントへのさらなる付加価値の向上を目的に、主力サービスである「スパイラルアフィリエイト(R)」の商品力や体制の強化をはかりながら、顧客基盤の拡大に努めてまいりました。今後は、広告の代理販売にとどまらず、広告配信技術を有効活用するためのコンサルティングや新規事業領域であるソーシャル分野にも注力してまいります。

これらの結果、広告事業の売上高は146百万円（前期比40.2%増）、営業利益は17百万円（前期は営業損失17百万円）、有効アカウント数は239件となりました。なお、当社は、広告事業の売上高については、広告枠の仕入高を売上高から控除する純額で表示（ネット表示）しており、広告枠の仕入高控除前の総額で表示（グロス表示）した場合の売上高は1,461百万円となります。

### iii) ソリューション事業

ソリューション事業は、主に(1)インターネット広告の制作業務やWebシステムの開発業務の請負、(2)アパレル・ファッションに特化したECサイトの構築及び運営受託、(3)子会社であるペーパーレススタジオジャパン株式会社が提供するBIM導入コンサル事業、BIM製作受託事業などを行っております。

平成26年4月23日付にて、五洋建設株式会社とBIM推進に関する業務提携に合意いたしました。当該業務提携を通じ、五洋建設株式会社の設計、施工技術とペーパーレススタジオジャパン株式会社のBIM技術を融合し、総合的なBIM環境の整備やBIMを適用した設計、施工、コンストラクションマネジメントを実現するための各種プロジェクトを推進してまいりました。

また、平成26年6月1日付でオムニチャネル実践研究所を立ち上げ、お客様とともにオムニチャネル施策を実践、検証し、顧客拡大、購買促進を目指した活動に取り組んでまいりました。

これらの結果、ソリューション事業の売上高は400百万円（前期比67.6%増）、営業利益は11百万円（同9.6%減）、有効アカウント数は105件となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は177百万円で、その主なものは、サーバー設備等の取得34百万円、サービス提供用ソフトウェアの追加機能開発126百万円によるものです。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成26年3月14日を効力発生日として、株式会社アズベースの完全子会社化を目的とした株式交換を行い、同日をもって同社を当社の完全子会社といたしました。

当社は、平成26年12月24日付で、ペーパーレススタジオジャパン株式会社の増資の引受けを行い、発行した新株式2,000株を引受けました。

当社は、平成27年2月17日付でSprinklr Japan株式会社の株式1,748,250株を取得いたしました。



## (2) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第 12 期<br>(平成24年 2 月期) | 第 13 期<br>(平成25年 2 月期) | 第 14 期<br>(平成26年 2 月期) | 第 15 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年 2 月期) |
|---------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                | 1,788                  | 2,235                  | 2,517                  | 3,173                               |
| 経 常 利 益(百万円)              | 226                    | 324                    | 565                    | 634                                 |
| 当期純利益(百万円)                | 139                    | 186                    | 342                    | 372                                 |
| 1 株 当 たり<br>当 期 純 利 益 (円) | 19.80                  | 24.64                  | 45.27                  | 46.94                               |
| 総 資 産(百万円)                | 1,777                  | 2,196                  | 2,643                  | 3,388                               |
| 純 資 産(百万円)                | 1,544                  | 1,735                  | 2,060                  | 2,638                               |
| 1 株 当 たり<br>純 資 産 額 (円)   | 204.57                 | 228.91                 | 271.44                 | 326.10                              |

- (注) 1. 当社グループは、第14期より連結計算書類を作成しておりますので、第13期以前は当社単体の数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式から自己株式を控除した数値に基づき算出しております。
4. 平成24年7月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第12期(平成24年2月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                  | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                                                |
|------------------------|-------|----------|--------------------------------------------------------------|
| ペーパーレススタジオ<br>ジャパン株式会社 | 87百万円 | 92%      | BIM建築情報プラットフォーム<br>ArchiSymphony事業、BIM導入<br>コンサル事業、BIM製作受託事業 |
| 株式会社アズベイス              | 31百万円 | 100%     | コールセンタープラットフォーム<br>サービスBizBase事業                             |

- (注) 1. 平成26年12月24日付にて、当社がペーパーレススタジオジャパン株式会社に100百万円(うち資本金への充当額は50百万円)の増資を行いました。
2. 平成26年3月14日に株式会社アズベイスの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

#### (4) 対処すべき課題

インターネットを取り巻く事業環境は絶えず変化しており、予期せぬ要因により当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。このような環境において、当社グループは、以下の項目を今後の課題と位置付け、さらなる事業拡大とともに、信用力の強化をはかってまいります。

##### ① 競合優位性の確保について

昨今、ソフトウェア業界では、従来のSI（システムインテグレーション）型やパッケージ型の提供モデルだけでなく、サービス型の提供モデルが注目されており、今後、新旧ソフトウェアベンダや新興企業が当社グループのサービスドメインに参入する流れが加速する可能性があります。当社グループでは、今後も競合優位性を持続するために、次の取り組みを実施してまいります。

##### i) 潜在市場の開拓によるサービスのシェア拡大

これまで当社グループは、首都圏及び関西圏における上場企業等を中心に新規獲得を行ってまいりました。しかしながら中小企業や地方企業も含めた潜在市場の大きさに対する当社グループのサービスに対する知名度はまだ低く、普及度合いは十分ではありません。今後は、顧客層及び販売エリアの普及拡大に努めてまいります。

##### ii) 商品力の強化

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、機能優位性及び販売価格の競争力を維持することは容易ではありません。当社グループは、今後も顧客の声を広く収集すると共に、その要望と仕様を反映することで、既存サービスの機能改善・追加を継続的に実施し、商品力を強化してまいります。

##### iii) 技術部門の陣容の強化

当社グループのサービスは高度な安全性や処理能力などが常に求められますが、それらを実現するための高い技術力を継続して持ち続けることは容易ではありません。当社グループは、コア技術を独自開発することを基本方針として、技術部門の陣容を強化することにより、持続可能な高品質サービスの実現をはかってまいります。

##### iv) 自立的運営体制の充実

当社グループのサービスでは、販売、サポート及び開発という事業のコア業務を外部に委託することなく、自立的運営体制を構築・維持し、継続的に強化することが競合優位性を確保する上で重要であると認識し

ています。当社グループは引き続き、ノウハウの蓄積と活用によってコア業務に対する自立的運営体制の充実強化をはかってまいります。

v) マネジメント・システムを活用した組織力の強化

当社は、個人情報保護、情報セキュリティ、品質管理のマネジメント・システムを構築しており、これらが当社の競合優位性の確保に貢献しているものと認識しております。当社は、これらのマネジメント・システムに関して第三者機関による認証（注）を取得しております。これからも継続的にマネジメント・システムを改善し、有効活用することによって、販売、サポート及び開発の各部門を有機的に連携させ、組織力をより一層強化してまいります。

② 人材の確保・育成について

当社グループは、競合優位性を確保、維持しながら持続的に成長するために、優秀な人材を数多く確保し、育成することが重要であると認識しております。したがって当社グループは、知名度向上策の実施、採用活動、教育、研修の強化を通して、人材の確保、育成に努めてまいります。

③ 内部管理体制の強化について

当社グループは、持続的な成長を維持し、企業としての社会的信用を増大していくことが重要であると考えております。そのために、事業規模の拡大に見合った内部管理体制の強化に努めてまいります。

注意事項

（注）第三者機関による認証

当社は、個人情報保護について「プライバシーマーク」（平成13年7月取得、以後継続取得）、情報セキュリティについて「ISO/IEC 27001:2013/JIS Q 27001:2014」（平成17年3月にBS7799: PART2及びISMS Certification Criteria (Ver. 2.0)を取得、平成26年12月に現認証規格へ移行）、品質管理について「ISO9001」および「ISO/IEC 20000-1/JIS Q 20000-1」（平成17年12月にISO9001及びBS15000-1を取得、平成19年1月にBS15000-1からISO/IEC 20000-1へ移行）の認証を取得しております。また、総務省の推進する「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」（平成20年5月取得、以後継続取得）および「IaaS・PaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」（平成24年12月取得、以後継続取得）の認定を取得し、さらに、クラウドサービスに特化した認証である「STAR認証」を日本企業で初めて取得しております。

## (5) 主要な事業内容（平成27年2月28日現在）

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社、連結子会社（ペーパーレススタジオジャパン株式会社、株式会社アズベース）の計3社で構成されており、「情報資産の銀行」というビジョンを掲げ、情報資産プラットフォーム事業、広告事業、ソリューション事業を営んでおります。

情報資産プラットフォーム事業は、主力サービスである「スパイラル(R)」を中心に、アパレルに特化したECサイト構築を支援するプラットフォーム「スパイラルEC(R)」の他、会計に特化したプラットフォーム「ネットde会計(R)」、CMS・SNSに対応する「スパイラルプレース(R)」があり、各プラットフォーム間との連携をはかることで、多彩なサービスをクラウドで展開しております。また、その他の資産情報プラットフォームとしては、薬剤・医療材料の共同購入プラットフォーム「JoyPla(R)」、美容師とお客様のヘアカルテ共有サービス「美歴(R)」、地域密着型SNS「I LOVE 下北沢」、政治・選挙プラットフォーム「政治山(R)」、BIM建築情報プラットフォーム「ArchiSymphony(R)」、コールセンタープラットフォームサービス「BizBase」などがあります。

クライアントが保有する情報資産を安全に管理・保管するとともに、積極的な運用と付加価値向上を支援するために、プラットフォーム上にさまざまなWEB・メール機能や他アプリケーション等との連携機能を搭載し、それらの機能を有効に組み合わせあるいは必要な機能をカスタマイズすることで、クライアントニーズに即したアプリケーションを利活用するPaaSとして提供しております。

広告事業は、主に(1)クライアントのサービス認知度の向上、Webサイトへの集客、ブランド力向上等マーケティング支援を目的としたインターネット広告の代理販売、(2)自社で運営するメディア媒体における広告販売、(3)アフィリエイトASP一括管理サービス「スパイラルアフィリエイト(R)」の販売などを行っております。

ソリューション事業は、主に(1)インターネット広告の制作業務やWebシステムの開発業務の請負、(2)アパレル・ファッションに特化したECサイトの構築及び運営受託、(3)子会社であるペーパーレススタジオジャパン株式会社が提供するBIM導入コンサル事業、BIM製作受託事業などを行っております。

(6) 主要な営業所（平成27年2月28日現在）

|                       |                                                          |
|-----------------------|----------------------------------------------------------|
| 当 社                   | 本社：東京都港区<br>支店：大阪支店 大阪府大阪市<br>福岡支店 福岡県福岡市<br>札幌支店 北海道札幌市 |
| ペーパレススタジオ<br>ジャパン株式会社 | 本社：福岡県福岡市                                                |
| 株式会社アズベイス             | 本社：東京都新宿区                                                |

(7) 使用人の状況（平成27年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分           | 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|----------------|------------|-------------|
| 情報資産プラットフォーム事業 | 204 (14) 名 | 51名増 (8名増)  |
| 広告事業           | 7 (1)      | 増減なし (1名増)  |
| ソリューション事業      | 19 (3)     | 12名増 (2名減)  |
| 全社（共通）         | 30 (1)     | 10名増 (1名増)  |
| 合計             | 260 (19)   | 73名増 (8名増)  |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、パートタイマーおよび契約社員は（ ）内に、年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて73名増加しておりますが、増加の主な理由は事業拡大に伴う採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|------------|-------|--------|
| 242 (14) 名 | 62名増 (5名増) | 32.0歳 | 3.7年   |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、パートタイマーおよび契約社員は（ ）内に、年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 使用人数が前会計年度末と比べて62名増加しておりますが、増加の主な理由は事業拡大に伴う採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年2月28日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成26年5月20日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場から同取引所市場第一部に市場変更いたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 29,840,000株
- ② 発行済株式の総数 8,064,580株
- ③ 株主数 3,127名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                    | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------|------------|---------|
| 佐 谷 宣 昭                                  | 2,801,200株 | 34.73%  |
| キャピタルズワン有限会社                             | 2,174,000  | 26.95   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株 式 会 社（ 信 託 口 ）     | 321,900    | 3.99    |
| 日本マスタートラスト信託銀行<br>株 式 会 社（ 信 託 口 ）       | 204,100    | 2.53    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株 式 会 社（ 信 託 口 9 ）   | 158,000    | 1.95    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                        | 103,500    | 1.28    |
| 奥 野 栄 倫                                  | 76,380     | 0.94    |
| 資産管理サービス信託銀行<br>株 式 会 社（ 証 券 投 資 信 託 口 ） | 67,000     | 0.83    |
| 東 山 明 弘                                  | 56,000     | 0.69    |
| 大 和 証 券 株 式 会 社                          | 55,800     | 0.69    |

（注）持株比率は自己株式（116株）を控除して算出しております。

## (2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

【平成26年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権】

i) 新株予約権の払込金額

1個あたり100円

ii) 新株予約権の行使価額

1株あたり1,580円

iii) 新株予約権の行使条件

イ) 本新株予約権は、平成27年2月期から平成29年2月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における税金等調整前当期純利益が下記a)乃至c)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数行使することが可能となる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき税金等調整前当期純利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

a) 14億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の50%まで

b) 21億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の75%まで

c) 28億円を超過した場合、全ての本新株予約権

ロ) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ハ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ニ) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ホ) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

iv) 新株予約権の行使期間 平成29年 6 月 1 日から平成31年 7 月12日まで

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (平成27年 2 月28日現在)

| 会社における地位 | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                             |
|----------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役    | 佐谷 宣昭  | 社長CEO<br>ペーパレススタジオジャパン株式会社社外取締役<br>株式会社アズベイス社外取締役                                                                        |
| 取締役      | 深井 雄一郎 | 副社長COO                                                                                                                   |
| 取締役      | 大屋 重幸  | CFO<br>ペーパレススタジオジャパン株式会社社外監査役<br>株式会社アズベイス社外取締役                                                                          |
| 取締役      | 志賀 正規  | CISO                                                                                                                     |
| 取締役      | 古江 恵治  | CGO                                                                                                                      |
| 取締役      | 林 哲也   | CTO<br>ペーパレススタジオジャパン株式会社社外取締役                                                                                            |
| 取締役      | 鶴本 浩司  | 株式会社マーケティング・ボイス代表取締役<br>トラベルボイス株式会社代表取締役                                                                                 |
| 常勤監査役    | 松 永 望  |                                                                                                                          |
| 監査役      | 大村 健   | フォーサイト総合法律事務所代表パートナー弁護士<br>株式会社リアルワールド社外監査役<br>ユナイテッド株式会社社外監査役<br>アライドアーキテクツ株式会社社外監査役<br>株式会社レアジョブ社外監査役<br>株式会社イグニス社外監査役 |
| 監査役      | 渡邊 宣昭  | 公認会計士渡邊宣昭事務所所長<br>株式会社東天紅社外監査役                                                                                           |

- (注) 1. 取締役鶴本浩司氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役大村健氏及び監査役渡邊宣昭氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役渡邊宣昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 当社は、取締役鶴本浩司氏、監査役大村健氏及び監査役渡邊宣昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。



② 取締役及び監査役の報酬等  
当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 支給人員（名）   | 支給額（百万円）  |
|--------------------|-----------|-----------|
| 取 締 役<br>（うち社外取締役） | 7<br>(1)  | 81<br>(2) |
| 監 査 役<br>（うち社外監査役） | 3<br>(2)  | 14<br>(4) |
| 合 計<br>（うち社外役員）    | 10<br>(3) | 95<br>(7) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年5月29日開催の第13回定時株主総会において月額報酬、賞与及び割り当てられる新株予約権を含めた報酬等の額として年額85百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与はこれに含まれないものとします。）と決議いただいております。  
3. 監査役の報酬限度額は、平成20年5月29日開催の第8回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役鶴本浩司氏は、株式会社マーケティング・ボイスの代表取締役及びトラベルボイス株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社マーケティング・ボイス及びトラベルボイス株式会社との間に、当社情報資産プラットフォーム「スパイラル(R)」の提供に係る契約関係があります。

監査役大村健氏は、フォーサイト総合法律事務所の代表パートナー弁護士、株式会社リアルワールドの社外監査役、ユナイテッド株式会社の社外監査役、アライドアーキテクツ株式会社の社外監査役、株式会社レアジョブの社外監査役及び株式会社イグニスの社外監査役を兼務しております。なお、当社は株式会社リアルワールド及びユナイテッド株式会社との間に先方広告配信サービスの利用に係る契約関係があります。その他の兼職先であるフォーサイト総合法律事務所、アライドアーキテクツ株式会社、株式会社レアジョブ及び株式会社イグニスと当社グループとの間には特別の関係はありません。

監査役渡邊宣昭氏は、公認会計士渡邊宣昭事務所の所長及び株式会社東天紅の社外監査役を兼務しております。なお、当社グループと公認会計士渡邊宣昭事務所及び株式会社東天紅の間には特別の関係はありません。

## ii) 当事業年度における主な活動状況

| 地位  | 氏名   | 出席状況及び活動状況                                                                                                                                                                           |
|-----|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 鶴本浩司 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。取締役会においては、主に経営者としての豊富な経験・実績、また専門性、国際性を有する見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言や提言を行っております。                                                                 |
| 監査役 | 大村健  | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。また当事業年度に開催された監査役会18回の全てに出席いたしました。取締役会においては、弁護士としての専門的見地から、審議事項について、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため助言・提言を行うとともに、監査役会においても、当社の監査体制の強化及び充実のために適切な発言や提言を行っております。 |
| 監査役 | 渡邊宣昭 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。また当事業年度に開催された監査役会18回の全てに出席いたしました。取締役会においては、公認会計士としての主に財務及び会計の専門的見地から、議案の審議に必要な発言を行うとともに、監査役会においても、当社の監査体制の強化及び充実のために適切な発言や提言を行っております。                 |

## iii) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額、社外監査役は240万円又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

#### ② 報酬等の額

|                               |       |
|-------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額           | 23百万円 |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

特に定めておりません。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i) コンプライアンス体制に係る規程を整備し、当社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としております。
- ii) 取締役会は、コンプライアンス体制を確保するにあたり、統括責任者として執行役員CCO（最高コンプライアンス責任者）を任命しております。
- iii) 取締役会は、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、全社的な徹底を図るために、CCOを責任者とするコンプライアンス委員会を設置

しております。

- iv) コンプライアンス委員会は、法令改正状況等を随時把握して、当社事業等への影響を検証し、執行役員会へ必要な是正・予防を提言しております。
- v) コンプライアンス委員会は、行政機関等による調査・指導・照会があった際に、速やかに執行役員会に情報を伝達する体制を整備し、執行役員会へ必要な是正・予防を提言しております。
- vi) 取締役会は、他の業務部門から独立した内部監査室を設置します。内部監査室は、コンプライアンス委員会及び監査役並びに会計監査人と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告しております。
- vii) 取締役会は、従業員が法令上疑義のある行為等について直接情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置し、通報者に対する不利益な取扱を禁止する制度を整備しております。

## ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i) 取締役の職務執行に係る情報は、取締役会が定める文書管理に係る規程に従って文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。
- ii) 前号の規程により、取締役及び監査役が常時これらの文書または電磁的媒体を閲覧できる環境を整備しております。

## ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i) 取締役会は、当社において発生し得る損失の発生防止に係る措置及び発生した損失への対応（以下、「リスク管理」という。）の統括責任者を代表取締役社長と定めております。
- ii) 統括責任者は、当社全体のリスクを網羅的・総括的に把握し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るために、CROを責任者とするリスク管理委員会を設置しております。
- iii) 内部監査室はリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告しております。

## ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程及び取締役会規程等の規程を定め、以下の体制を整備することにより、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

- i) 職務権限・決裁基準の策定
  - ii) 執行役員を構成員とする執行役員会の設置
  - iii) 取締役会による中期経営計画の策定、予算管理規程に基づく各部門毎の業績目標と予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施
  - iv) 執行役員会及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- i) 取締役会は、監査役が監査役業務充実のために、内部監査室所属の社員に対して監査業務に必要な事項を命令することができる体制を整備しております。
  - ii) 取締役会は、内部監査室所属の社員が監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合に、その命令に関して、取締役及び内部監査室長等の指揮命令を受けない体制を整備しております。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- i) 取締役会は、取締役または使用人が、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項及び内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備しております。
  - ii) 取締役会は、内部通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに監査役に報告する体制を整備しております。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役社長は、監査役との間で定期的な意見交換を行い、監査役監査に必要なかつ適切な環境を整備しております。
- ⑧ 反社会的勢力排除のための体制
- i) 反社会的勢力による被害の防止のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係遮断に努めております。
  - ii) 取締役会は、反社会的勢力に関する情報収集及び反社会的勢力への対応のため、経営管理本部を設置しております。
  - iii) 経営管理本部は、随時関係行政機関や顧問弁護士に相談を行い、助言、指導を受けるとともに、各業務執行部門の要請に基づく取引先に対す

る反社会的勢力調査を実施し、反社会的勢力との関係遮断に努めております。

⑨ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- i) 取締役会は、金融商品取引法及び関連諸法令に従い、財務報告に係る内部統制を整備しております。
- ii) 取締役会は、前号の内部統制が有効に機能することを継続的に評価するため、CFOを統括責任者とする評価体制を整備しております。
- iii) CFOは、評価結果を定期的に取り締役に報告し、必要な是正を行っております。
- iv) 内部監査室は、財務報告に係る内部統制の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告しております。

⑩ 当社及び連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i) 当社取締役または使用人を連結子会社に役員として派遣しております。
- ii) 連結子会社ごとに担当取締役を任命し、業務執行体制を構築しております。
- iii) 当社グループ全体の合理的な予算策定をするとともに、定期的な業績報告を求めることで、連結子会社を含む当社グループ全体の業績管理を行っております。
- iv) 内部監査部門は、当社及び連結子会社を内部監査の対象としております。

⑪ その他業務の適正を確保するための体制

- i) 取締役会は、必要に応じて取締役会の諮問機関として外部専門家をメンバーに含むアドバイザリーボードを設置し、コンプライアンス上重要な問題、取締役及び使用人の業務執行の適正に関わる重要な問題並びに業務執行の適正を確保する方策について付議しております。
- ii) 取締役会は、アドバイザリーボードの審議結果を踏まえ、これら付議事項について審議・決定しております。

## 連結貸借対照表

(平成27年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目      | 金 額       |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)   |           |
| 流動資産      | 2,142,789 | 流動負債     | 749,927   |
| 現金及び預金    | 1,368,047 | 未払金      | 332,745   |
| 売掛金       | 653,891   | 未払費用     | 48,919    |
| たな卸資産     | 5,797     | 未払法人税等   | 137,878   |
| 前払費用      | 22,054    | 未払消費税等   | 76,686    |
| 繰延税金資産    | 57,659    | 賞与引当金    | 87,468    |
| その他       | 40,869    | その他      | 66,227    |
| 貸倒引当金     | △5,529    | 負債合計     | 749,927   |
| 固定資産      | 1,245,788 | (純資産の部)  |           |
| 有形固定資産    | 75,300    | 株主資本     | 2,629,836 |
| 建物        | 34,023    | 資本金      | 504,669   |
| 工具、器具及び備品 | 41,276    | 資本剰余金    | 394,249   |
| 無形固定資産    | 505,373   | 利益剰余金    | 1,730,944 |
| のれん       | 208,890   | 自己株式     | △27       |
| 商標権       | 2,683     | 新株予約権    | 1,070     |
| ソフトウェア    | 236,428   | 少数株主持分   | 7,743     |
| ソフトウェア仮勘定 | 57,370    |          |           |
| 投資その他の資産  | 665,115   |          |           |
| 投資有価証券    | 500,799   |          |           |
| 差入保証金     | 141,185   |          |           |
| 破産更生債権等   | 2,915     |          |           |
| 繰延税金資産    | 2,241     |          |           |
| その他       | 20,889    |          |           |
| 貸倒引当金     | △2,915    | 純資産合計    | 2,638,651 |
| 資産合計      | 3,388,578 | 負債・純資産合計 | 3,388,578 |

# 連結損益計算書

(平成26年3月1日から)  
(平成27年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額     | 金 額       |
|-----------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                       |         | 3,173,910 |
| 売 上 原 価                     |         | 757,334   |
| 売 上 総 利 益                   |         | 2,416,575 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |         | 1,791,420 |
| 営 業 利 益                     |         | 625,154   |
| 営 業 外 収 益                   |         |           |
| 受 取 利 息                     | 1,687   |           |
| 助 成 金 収 入                   | 13,949  |           |
| そ の 他                       | 1,100   | 16,737    |
| 営 業 外 費 用                   |         |           |
| 支 払 手 数 料                   | 6,977   | 6,977     |
| 経 常 利 益                     |         | 634,915   |
| 特 別 利 益                     |         |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益             | 1,836   | 1,836     |
| 特 別 損 失                     |         |           |
| 固 定 資 産 除 去 損               | 2,440   | 2,440     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |         | 634,310   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 263,708 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 204     | 263,913   |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |         | 370,397   |
| 少 数 株 主 損 失                 |         | 1,964     |
| 当 期 純 利 益                   |         | 372,362   |



## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年3月1日から)  
(平成27年2月28日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高               | 316,093 | 226,093   | 1,513,147 | △27     | 2,055,307   |
| 連結会計年度中の変動額               |         |           |           |         |             |
| 新株の発行                     | 188,576 | 168,155   |           |         | 356,732     |
| 剰余金の配当                    |         |           | △154,565  |         | △154,565    |
| 当期純利益                     |         |           | 372,362   |         | 372,362     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 188,576 | 168,155   | 217,796   | -       | 574,529     |
| 当連結会計年度末残高                | 504,669 | 394,249   | 1,730,944 | △27     | 2,629,836   |

|                           | 新株予約権  | 少<br>持 | 数<br>株<br>主<br>分 | 純資産合計     |
|---------------------------|--------|--------|------------------|-----------|
| 当連結会計年度期首残高               | 3,440  |        | 1,712            | 2,060,460 |
| 連結会計年度中の変動額               |        |        |                  |           |
| 新株の発行                     |        |        |                  | 356,732   |
| 剰余金の配当                    |        |        | △154,565         |           |
| 当期純利益                     |        |        | 372,362          |           |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △2,369 |        | 6,031            | 3,662     |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △2,369 |        | 6,031            | 578,190   |
| 当連結会計年度末残高                | 1,070  |        | 7,743            | 2,638,651 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

ペーパレススタジオジャパン株式会社

株式会社アズベイス

上記のうち、株式会社アズベイスは、平成26年3月14日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

当連結会計年度において、株式会社アズベイスは、決算日を12月31日から2月28日に変更し、連結決算日と同一となっております。なお、連結会計年度における会計期間は11.5ヶ月となっております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 重要な資産の評価基準及び評価方法

商品、製品及び仕掛品

主に個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

##### ③ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### i) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～10年

###### ii) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(最長5年)における定額法によっております。

④ 重要な引当金の計上基準

i) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

ii) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては5年間の定額法によっております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 一括掲記のたな卸資産の内訳

|     |         |
|-----|---------|
| 仕掛品 | 5,428千円 |
| 商品  | 369千円   |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 116,856千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 7,572,000株    | 492,580株     | 一株           | 8,064,580株   |

(注) 発行済株式の総数の増加492,580株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加266,200株、簡易株式交換による新株の発行による増加226,380株によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 116株          | 一株           | 一株           | 116株         |

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|----------------------|-------|------------|-------------|------------|-------------|
| 平成26年5月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 98,434     | 13.00       | 平成26年2月28日 | 平成26年5月29日  |
| 平成26年9月30日<br>取締役会   | 普通株式  | 56,130     | 7.00        | 平成26年8月31日 | 平成26年11月11日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 平成27年5月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 72,580     | 9.00        | 平成27年2月28日 | 平成27年5月28日 |

#### (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

##### ① 第4回新株予約権(平成18年5月29日定時株主総会決議)

普通株式 2,400株

##### ② 第7回新株予約権(平成24年5月29日定時株主総会決議)

普通株式 60,600株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

## 4. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、合理的な理由がある場合を除いて、原則として安全性の高い金融資産で余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、運転資金及び設備投資資金の調達に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

- i) 預金は普通預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い金融機関であります。
- ii) 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
- iii) 差入保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。
- iv) 投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行会社の財政状態の悪化リスクに晒されております。

v) 営業債務である未払金、未払法人税等はそのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、債権債務管理規程に従い債権管理担当者が常に取引先の信用状態を把握し、取引先ごとの支払期日及び残高の管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2.参照）。

|            | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|------------|--------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 1,368,047          | 1,368,047 | —       |
| (2) 売掛金    | 653,891            |           |         |
| 貸倒引当金※     | △5,529             |           |         |
|            | 648,361            | 648,329   | △32     |
| 資産計        | 2,016,408          | 2,016,376 | △32     |
| (1) 未払金    | 332,745            | 332,745   | —       |
| (2) 未払法人税等 | 137,878            | 137,878   | —       |
| 負債計        | 470,624            | 470,624   | —       |

※売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、一部の売掛金の時価の算定については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

### (1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分       | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|----------|-----------------|
| 非上場株式 ※1 | 500,799         |
| 差入保証金 ※2 | 141,185         |
| 合計       | 641,984         |

※1. 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の開示対象としておりません。

※2. 差入保証金については、償還予定が合理的に見積もれず、時価を把握するのが極めて困難と認められるため、時価の開示対象としておりません。

### 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,368,047    | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 637,088      | 14,400              | 2,403                | —            |
| 合計     | 2,005,135    | 14,400              | 2,403                | —            |

## 5. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 326円10銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 46円94銭  |

## 6. 重要な後発事象に関する注記

### (1) 株式会社カレンが実施する第三者割当増資の引受け

当社は、平成27年3月16日開催の取締役会において、株式会社カレン（以下、「カレン」という）が実施する第三者割当増資を引受けることを決議いたしました。

#### ① 第三者割当増資引受けの目的

従来より当社の情報資産プラットフォームの販売面での協力関係にありましたカレンとのさらなる事業連携の強化を目的として実施するものであります。

#### ② 株式会社カレンの概要

|                |                             |
|----------------|-----------------------------|
| i) 名称          | 株式会社カレン                     |
| ii) 所在地        | 東京新宿区新宿4丁目2-23 新四curumuビル7階 |
| iii) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 藤崎 健一（ふじさき けんいち）    |
| iv) 事業内容       | デジタルCRM事業                   |
| v) 資本金         | 20,000千円                    |
| vi) 設立年月日      | 平成26年1月6日                   |

#### ③ 取得株式数および取得前後の所有株式の状況

|               |                                                              |
|---------------|--------------------------------------------------------------|
| i) 異動前の所有株式数  | 0株<br>(議決権の数： 0個)<br>(所有割合： 0%)                              |
| ii) 取得株式数     | 12,000株<br>(議決権の数： 12,000個)                                  |
| iii) 取得価額     | 取得の対価 30,000,000円<br>アドバイザリー費用等 1,541,500円<br>合計 31,541,500円 |
| iv) 異動後の所有株式数 | 12,000株<br>(所有割合： 39.02%)                                    |

(2) Sprinklr, Inc. への出資及び出資金払込完了

当社は、平成27年3月16日開催の取締役会において、Sprinklr, Inc.（本社：米国ニューヨーク州、CEO & Founder ラジー・トーマス、以下「SPUSA」）が実施する第5回資金調達Round Eにおいて、総額約400万米ドル（478百万円）を出資することを決議し、3月30日（米国東部時間）の払込期日までに出資金払込が完了いたしました。

① 出資の目的

本件はSPUSAが実施する資金調達において、同社の成長支援のための資金提供を行う投資家の一員として出資に参画する純投資目的となります。

② Sprinklr, Inc. の概要

|                     |                                                      |             |
|---------------------|------------------------------------------------------|-------------|
| i) 名称               | Sprinklr, Inc.                                       |             |
| ii) 所在地             | 29 West 35th Street 8th Floor New York, NY 10001 USA |             |
| iii) 代表者の役職・氏名      | CEO & Founder Ragy Thomas                            |             |
| iv) 事業内容            | ソーシャルメディア管理その他の分野に関連するソフトウェア、技術の開発、販売                |             |
| v) 設立               | 2009年9月                                              |             |
| vi) 上場会社と当該会社との間の関係 | 資本関係                                                 | 該当事項はありません。 |
|                     | 人的関係                                                 | 該当事項はありません。 |
|                     | 取引関係                                                 | 該当事項はありません。 |

(3) 単独株式移転による持株会社の設立

当社は、平成27年3月31日開催の取締役会において、平成27年9月1日（予定）を期日として、当社単独による株式移転（以下、「本株式移転」という。）により純粋持株会社（完全親会社）である「パイプHD株式会社」（以下「持株会社」といいます。）を設立することを決議いたしました。

なお、この持株会社の設立に関し、平成27年5月27日開催予定の当社第15期定時株主総会において、株式移転による完全親会社設立に関する議案を承認いただく予定であります。

① 単独株式移転による持株会社設立の目的

当社は平成12年の設立以来、「情報資産の銀行」というビジョンを掲げ、お客様から情報資産を安全にお預かりし、有効活用していただくサービスを提供しながら、情報生活の質の向上に貢献してまいりました。

前事業年度よりスタートしました「中期経営計画2017」では、今後3年間を「次世代ITベンダーへと革新する3カ年」と位置付け、2017年2月期において売上高92億円、営業利益28億円へと拡大させる予定です。また、中期経営計画の達成に向け、①クライアントの課題解決、②地域・業界の課題解決、③社会の課題解決、の3つの事業戦略に基づいて事業を展開するとともに、新規事業の発掘と育成及び、人材の積極採用と育成への積極的な投資を図っております。



このような状況の下、「中期経営計画2017」の完遂に加え、中長期の持続的成長や業容・組織の拡大など、一層の企業価値向上を見据え、更なる経営の効率化を行うとともに、グループ経営資源の適切な配分やグループのガバナンスの強化等を行うことが必要と判断し、以下の点を目的として純粋持株会社制への移行することといたしました。

i) 経営効率の向上

当社グループ会社間シナジー、海外展開含む新事業創出、成長市場における戦略的M&Aに係る手法検討や資金調達、情報開示など「グループ経営の視点で企画、検討、判断する組織」と、「事業遂行に集中し拡大・発展させる組織」とを切り離し、それぞれ専門特化させることにより、経営効率を向上させることが可能と考えております。

ii) 組織再編の柔軟性・機動性確保

経済環境や事業環境の変化に対して、事業再編・組織再編を柔軟且つ機動的に実施することで、会社単位による制度等の設計及び構築が可能となり、業種業界に応じた最適な就業環境を含む社内制度の整備、運用を図ってまいりたいと考えております。

iii) グループ全体の最適化とガバナンス機能の強化

経営資源の最適な配分を行い、役職員等の責任意識、モチベーション等の強化を図ることで意欲的な従業員の採用、輩出するとともに、純粋持株会社傘下の各事業会社の経営者の権限と責任を明確化させることにより、当社グループ全体のガバナンスの強化を推進することが可能と考えております。

② 当該株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）、その他の株式移転計画の内容

i) 株式移転の方法

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転です。

ii) 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

|        | パイブドHD株式会社<br>(完全親会社) | 株式会社パイブドビッツ<br>(完全子会社) |
|--------|-----------------------|------------------------|
| 株式移転比率 | 1                     | 1                      |

(注) 1. 株式移転比率

株式の割当比率については、当社普通株式1株に対して、持株会社の普通株式を1株を割当交付いたします。

2. 単元株式数

持株会社は単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

3. 株式移転により交付する新株式数（予定）

8,064,464株（予定）

上記新株式数は平成27年2月28日時点における当社の発行済株式総数を基に算出しております。本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、当社は、本株式移転による持株会社設立の直前時に保有する自己株式の全部を本株式移転の直前時をもって消却することを予定しているため、平成27年2月28日時点で当社が保有する自己株式116株は、上記の算出において新株式

の交付から除外しております。また、当社の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当社の自己株式数が本株式移転までに変動した場合は、持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

③ 本株式移転の時期

|                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| 定時株主総会基準日            | 平成27年2月28日(土)      |
| 株式移転計画承認取締役会         | 平成27年3月31日(火)      |
| 株式移転計画承認定時株主総会       | 平成27年5月27日(水) (予定) |
| 上場廃止日                | 平成27年8月27日(木) (予定) |
| 持株会社設立登記日(株式移転効力発生日) | 平成27年9月1日(火) (予定)  |
| 持株会社上場日              | 平成27年9月1日(火) (予定)  |

④ 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、「共通支配下の取引」として会計処理を行う予定です。これによる損益の影響はありません。なお、本株式移転によるのれんは発生しない見込みであります。

7. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成27年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目      | 金 額       |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)   |           |
| 流動資産      | 1,958,490 | 流動負債     | 715,518   |
| 現金及び預金    | 1,226,094 | 未払金      | 322,657   |
| 売掛金       | 627,077   | 未払費用     | 38,575    |
| たな卸資産     | 3,307     | 未払法人税等   | 137,460   |
| 短期貸付金     | 14,838    | 未払消費税等   | 72,678    |
| 前払費用      | 17,629    | 前受金      | 29,533    |
| 繰延税金資産    | 48,982    | 預り金      | 25,837    |
| その他       | 25,930    | 賞与引当金    | 86,355    |
| 貸倒引当金     | △5,368    | その他      | 2,420     |
| 固定資産      | 1,441,631 | 負債合計     | 715,518   |
| 有形固定資産    | 61,529    | (純資産の部)  |           |
| 建物        | 26,816    | 株主資本     | 2,683,532 |
| 工具、器具及び備品 | 34,713    | 資本金      | 504,669   |
| 無形固定資産    | 315,846   | 資本剰余金    | 394,249   |
| のれん       | 27,819    | 資本準備金    | 394,249   |
| 商標権       | 2,541     | 利益剰余金    | 1,784,640 |
| ソフトウェア    | 228,115   | その他利益剰余金 | 1,784,640 |
| ソフトウェア仮勘定 | 57,370    | 繰越利益剰余金  | 1,784,640 |
| 投資その他の資産  | 1,064,255 | 自己株式     | △27       |
| 投資有価証券    | 500,799   | 新株予約権    | 1,070     |
| 差入保証金     | 127,679   |          |           |
| 長期貸付金     | 200       |          |           |
| 関係会社株式    | 433,335   |          |           |
| 破産更生債権等   | 2,915     |          |           |
| 繰延税金資産    | 2,241     |          |           |
| 貸倒引当金     | △2,915    | 純資産合計    | 2,684,602 |
| 資産合計      | 3,400,121 | 負債・純資産合計 | 3,400,121 |

# 損 益 計 算 書

(平成26年3月1日から)  
(平成27年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |
|-----------------------|-----------|
| 売 上 高                 | 2,879,819 |
| 売 上 原 価               | 660,755   |
| 売 上 総 利 益             | 2,219,064 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 1,594,339 |
| 営 業 利 益               | 624,724   |
| 営 業 外 収 益             |           |
| 受 取 利 息               | 1,767     |
| 受 取 手 数 料             | 3,001     |
| 助 成 金 収 入             | 13,949    |
| 営 業 外 費 用             |           |
| 支 払 手 数 料             | 6,977     |
| 経 常 利 益               | 636,465   |
| 特 別 利 益               |           |
| 新 株 子 約 権 戻 入 益       | 1,836     |
| 特 別 損 失               |           |
| 固 定 資 産 除 去 損         | 2,440     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 635,861   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 237,612   |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △71       |
| 当 期 純 利 益             | 398,320   |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年3月1日から)  
(平成27年2月28日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本 |                    |                          |           |           |         | 新株予約権     | 純 資 産 計 合 |             |
|---------------------------------|---------|--------------------|--------------------------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|-------------|
|                                 | 資 本 金   | 資 余 本 金<br>剰 余 備 金 | 利 益 剰 余 金                |           |           | 自 己 株 式 |           |           | 株 主 資 本 計 合 |
|                                 |         |                    | そ の 他 剰 余 金<br>繰 越 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 剰 余 金 計   |         |           |           |             |
| 当 期 首 残 高                       | 316,093 | 226,093            | 1,540,884                |           | 1,540,884 | △27     | 2,083,044 | 3,440     | 2,086,484   |
| 事 業 年 度 中<br>の 変 動 額            |         |                    |                          |           |           |         |           |           |             |
| 新 株 の 発 行                       | 188,576 | 168,155            |                          |           |           |         | 356,732   |           | 356,732     |
| 剰 余 金 の 配 当                     |         |                    | △154,565                 | △154,565  |           |         | △154,565  |           | △154,565    |
| 当 期 純 利 益                       |         |                    | 398,320                  | 398,320   |           |         | 398,320   |           | 398,320     |
| 株主資本以外の項目<br>の事業年度中の<br>変動額(純額) |         |                    |                          |           |           |         |           | △2,369    | △2,369      |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計           | 188,576 | 168,155            | 243,755                  | 243,755   |           | —       | 600,487   | △2,369    | 598,118     |
| 当 期 末 残 高                       | 504,669 | 394,249            | 1,784,640                | 1,784,640 |           | △27     | 2,683,532 | 1,070     | 2,684,602   |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
    - 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
    - その他有価証券
      - 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
  - ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
    - 仕掛品 主に個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
    - 定率法を採用しております。
    - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
      - 建物 8～15年
      - 工具、器具及び備品 4～10年
  - ② 無形固定資産
    - 定額法を採用しております。
    - なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(最長5年)における定額法によっております。
    - また、のれんについては5年間の定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
    - 債権等の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金
    - 従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 一括掲記のたな卸資産の内訳
- |     |         |
|-----|---------|
| 仕掛品 | 3,307千円 |
|-----|---------|
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額
- |  |           |
|--|-----------|
|  | 108,384千円 |
|--|-----------|
- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- |        |         |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 1,461千円 |
|--------|---------|

### 3. 損益計算書に関する注記

(1) 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりです。

販売費及び一般管理費 96,404千円

(2) 関係会社との取引高は次のとおりであります。

営業取引による取引高

売上高 4,436千円

販売費及び一般管理費 533千円

営業取引以外の取引高 2,093千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 116株        | 一株         | 一株         | 116株       |

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税否認 10,643千円

未払事業所税否認 1,247

未払社会保険料否認 4,401

貸倒引当金繰入超過額 2,432

減価償却費超過額 1,721

賞与引当金否認 30,777

---

繰延税金資産合計 51,223千円

### 6. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

### 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 332円76銭

(2) 1株当たり当期純利益 50円21銭

### 8. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「6. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

### 9. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年4月17日

株式会社パイプロドビッツ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤俊哉 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 守谷徳行 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パイプロドビッツの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。



監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パイブドビッツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年4月17日

株式会社パイブドビッツ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤俊哉 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 守谷徳行 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パイブドビッツの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年4月22日

株式会社パイブドビッツ 監査役会

|            |   |   |     |   |
|------------|---|---|-----|---|
| 常勤監査役      | 松 | 永 | 望   | ㊟ |
| 監査役(社外監査役) | 大 | 村 | 健   | ㊟ |
| 監査役(社外監査役) | 渡 | 邊 | 宣 昭 | ㊟ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主価値の向上を目指して、将来の業容拡大のための再投資と株主の皆様への利益還元のバランスを図りながら、利益剰余金を処分することを配当政策の基本方針としております。第15期の期末配当金につきましては、この基本方針に基づき以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金9円  
配当総額 72,580,176円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年5月28日

## 第2号議案 株式移転による完全親会社設立の件

当社は、平成27年9月1日を成立の日として、単独株式移転の方法により、完全親会社であるパイプHD株式会社(以下「持株会社」といいます。)を設立すること(以下「本株式移転」といいます。))について、本株式移転に関する株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を作成のうえ、平成27年3月31日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画等は以下のとおりであります。

### 1. 株式移転を行う理由

当社は平成12年の設立以来、「情報資産の銀行」というビジョンを掲げ、お客様から情報資産を安全にお預かりし、有効活用していただくサービスを提供しながら、情報生活の質の向上に貢献してまいりました。

前事業年度よりスタートしました「中期経営計画2017」では、今後3年間で「次世代ITベンダーへと革新する3カ年」と位置付け、2017年2月期において売上高92億円、営業利益28億円へと拡大させる予定です。また、中期経営計画の達成に向け、(1)クライアントの課題解決、(2)地域・業界の課題解決、(3)社会の課題解決、の3つの事業戦略に基づいて事業を展開するとともに、新規事業の発掘と育成及び、人材の積極採用と育成への積極的な投資を図っております。

このような状況の下、「中期経営計画2017」の完遂に加え、中長期の持続的成長や業容・組織の拡大など、一層の企業価値向上を見据え、更なる経営の効率化を行うとともに、グループ経営資源の適切な配分やグループのガバナンスの強化等を行うことが必要と判断し、以下の点を目的として純粋持株会社制へ移行することといたしました。

#### (1) 経営効率の向上

当社グループ会社間シナジー、海外展開含む新事業創出、成長市場における戦略的M&Aに係る手法検討や資金調達、情報開示など「グループ経営の視点で企画、検討、判断する組織」と、「事業遂行に集中し拡大・発展させる組織」とを切り離し、それぞれ専門特化させることにより、経営効率を向上させることが可能と考えております。

#### (2) 組織再編の柔軟性・機動性確保

経済環境や事業環境の変化に対して、事業再編・組織再編を柔軟且つ機動的に実施することで、会社単位による制度等の設計及び構築が可能となり、業種業界に応じた最適な就業環境を含む社内制度の整備、運用を図ってまいりたいと考えております。

### (3) グループ全体の最適化とガバナンス機能の強化

経営資源の最適な配分を行い、役職員等の責任意識、モチベーション等の強化を図ることで意欲的な従業員を採用、輩出するとともに、純粋持株会社傘下の各事業会社の経営者の権限と責任を明確化させることにより、当社グループ全体のガバナンスの強化を推進することが可能と考えております。

## 2. 株式移転計画の内容の概要

次に掲げる「株式移転計画書(写)」のとおりであります。

### 株式移転計画書(写)

株式会社パイブドビッツ（以下、「甲」という。）は、単独株式移転の方法により株式移転完全親会社（以下、「乙」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下、「本計画」という。）を作成する。

#### 第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲は、単独株式移転の方法により、第8条に定める乙の成立の日において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行うものとする。

#### 第2条（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

- 1 乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は次のとおりとする。
  - (1) 目的  
乙の目的は、（別紙1）「パイブドHD株式会社 定款」第2条記載のとおりとする。
  - (2) 商号  
乙の商号は、「パイブドHD株式会社」とし、英文では「PiPEDO HD, Inc.」と表示する。
  - (3) 本店の所在地  
乙の本店の所在地は、東京都港区とする。
  - (4) 発行可能株式総数  
乙の発行可能株式総数は、3, 200万株とする。
- 2 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、（別紙1）「パイブドHD株式会社 定款」に記載のとおりとする。

#### 第3条（乙の設立時役員等）

- 1 乙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。
  - 佐谷宣昭
  - 大屋重幸
  - 深井雄一郎
  - 鶴本浩司
- 2 乙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。
  - 松永望
  - 大村健
  - 渡邊宣昭
- 3 乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。
  - 有限責任 あずさ監査法人



#### 第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

- 1 乙は、本株式移転に際して、本株式移転により乙が甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における甲の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時現在発行する株式の総数と同数の乙の普通株式を交付する。
- 2 乙は、本株式移転に際して、前項に基づき割り当ての対象となる基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

#### 第5条（自己株式の取り扱い）

甲は、本株式移転の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、甲が所有している自己株式の全部（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、基準時の直前時をもって消却する。

#### 第6条（乙の資本金及び準備金の額）

乙の設立時における資本金、準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 金5億円
- (2) 資本準備金の額 金5億円
- (3) 利益準備金の額 金0円

#### 第7条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

- 1 乙は、本株式移転に際し、基準時の甲の新株予約権原簿に記載または記録された、甲が発行している第7回新株予約権（その内容は（別紙2-1）「株式会社パイブドビッツ第7回新株予約権の内容」記載のとおり。以下、「甲第7回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、その保有する甲第7回新株予約権に代わり、甲が基準時現在発行している甲第7回新株予約権の総数と同数の乙の第1回新株予約権（その内容は（別紙2-2）「パイブドHD株式会社第1回新株予約権の内容」記載のとおり。以下、「乙第1回新株予約権」という。）を交付する。また、乙は、本株式移転に際し、基準時の甲の新株予約権原簿に記載または記録された甲第7回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する甲第7回新株予約権1個につき、乙第1回新株予約権1個の割合をもって割り当てる。
- 2 乙は、本株式移転に際し、基準時の甲の新株予約権原簿に記載または記録された、甲が発行している第8回新株予約権（その内容は（別紙3-1）「株式会社パイブドビッツ第8回新株予約権の内容」記載のとおり。以下、「甲第8回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、その保有する甲第8回新株予約権に代わり、甲が基準時現在発行している甲第8回新株予約権の総数と同数の乙の第2回新株予約権（その内容は（別紙3-2）「パイブドHD株式会社第2回新株予約権の内容」記載のとおり。以下、「乙第2回新株予約権」という。）を交付する。また、乙は、本株式移転に際し、基準時の甲の新株予約権原簿に記載または記録された甲第8回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する甲第8回新株予約権1個につき、乙第2回新株予約権1個の割合をもって割り当てる。

#### 第8条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下、「乙の成立の日」という。）は、平成27年9月1日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議により、これを変更することができる。

#### 第9条（本計画承認株主総会）

甲は、平成27年5月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、手続の進行に応じて必要あるときは、甲は、株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第10条（乙の上場証券取引所）

乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。

第11条（乙の株主名簿管理人）

乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第12条（事情変更）

本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、または本株式移転を中止することができる。

第13条（本計画の効力の発生）

本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合または国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合は、その効力を失う。

平成27年3月31日

甲： 東京都港区赤坂二丁目9番11号  
株式会社パイブドビッツ  
代表取締役社長 佐谷 宣昭

(別紙1)

## パイブドHD株式会社 定款

### 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、パイブドHD株式会社と称し、英文では、PiPEDO HD, Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社その他の法人及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理及び支援すること、並びに当該保有株式又は持分の売却その他適法な運用による収益を獲得することを目的とする。

- (1) インターネットを利用するサービスの企画、開発、運営、販売、コンサルティングその他適法な業務を行う一切の事業
- (2) コンピュータ・ハードウェア、システム、ソフトウェア及びデータベースの評価、企画、設計、開発、調達、施工、調整、保守、輸出入、賃貸、販売、コンサルティングその他適法な業務を行う一切の事業
- (3) 建築物、建築資材に関わるサービスの企画、開発、運営、販売、コンサルティングその他適法な業務を行う一切の事業
- (4) 音声、文字、記号、画像及び映像による通話又は通信に関わるサービスの企画、開発、運営、販売、コンサルティングその他適法な業務を行う一切の事業
- (5) 理容、美容に関わるサービスの企画、開発、運営、販売、コンサルティングその他適法な業務を行う一切の事業
- (6) 選挙及びその他の政治活動並びに行政活動に関するサービスの企画、開発、運営、販売、コンサルティングその他適法な業務を行う一切の事業
- (7) 地域振興、地域活性及びその他の地域活動に関するサービスの企画、開発、運営、販売、コンサルティングその他適法な業務を行う一切の事業
- (8) 旅行業法に基づく旅行業及び旅行者代理に関する一切の事業
- (9) 広告及び広告代理に関する一切の事業
- (10) コマーシャル、ビデオ及びパンフレット等の制作物の企画、制作、販売、コンサルティングその他適法な業務を行う一切の事業
- (11) 労働者派遣又は人材派遣に関する一切の事業
- (12) 動産、不動産、金融資産、知的財産及び有形・無形資産の取得、運用、売却、貸与、処分、管理に関する業務並びにそれらのノウハウを利用したサービスのフランチャイズに関する一切の事業
- (13) 企画、開発、運用、販売、コンサルティング、管理、販促その他適法な一切の業務のアウトソーシング事業
- (14) 前各号に付帯、関連する又は適法な一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

### 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3, 200万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

- 第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

- 第9条 当社は、取締役会決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(基準日)

- 第10条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。
2. 本定款に定めるもののほか、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

- 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
  3. 当社の株主名簿、及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

- 第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

- 第14条 当社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

- 第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、株主総会の決議により選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第24条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の決議方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。
2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。

(取締役会規程)

- 第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

- 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

- 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第30条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議により同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金240万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、監査役の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

- 第43条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者も含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第7章 計算

(事業年度)

- 第44条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。(中間配当)

- 第46条 当社は、取締役会の決議によって毎年8月末日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 附 則

(最初の事業年度)

- 第1条 当社の事業年度は、第44条の規定に関わらず、当社の成立の日から平成28年2月末日までとする。

(電子公告の具体的なウェブページのアドレス)

- 第2条 当社が公告方法として定める電子公告の具体的なウェブページのアドレスは、次のとおりとする。
- <http://www.pipedohd.com/>

(株主名簿管理人)

- 第3条 当社の株主名簿管理人の名称及び住所並びに営業所は、次のとおりとする。
- 株主名簿管理人の名称及び住所  
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
営業所  
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(最初の取締役及び監査役の報酬)

- 第4条 第28条及び第38条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、総額40百万円以内とし、監査役の報酬等の額は、総額12百万円以内とする。ただし、この取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとする。

(設立時代表取締役)

- 第5条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。
- 住所 東京都港区赤坂九丁目7番7号  
設立時代表取締役 佐谷 宣昭

(監査役の責任限定契約)

- 第6条 会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)の施行日である平成27年5月1日の到来をもって、本定款第39条第2項を以下のとおり変更する。

「当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金240万円以上であらかじめ定めた額又は法令

が規定する額のいずれか高い額とする。」

(附則の削除)

第7条 本附則第1条から第7条の規定は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。



(別紙2-1)

## 株式会社パイブドピッツ第7回新株予約権の内容

### 1. 新株予約権の名称

株式会社パイブドピッツ第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

### 2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式200株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金287円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額×
$$\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額×
$$\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 4. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成26年6月1日から平成31年4月25日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
7. 新株予約権の行使の条件
  - (1) 本新株予約権は、平成25年2月期または平成26年2月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における経常利益が下記①乃至③に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することが可能となる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
    - ① 350百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20%まで
    - ② 500百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の50%まで
    - ③ 700百万円を超過した場合、全ての本新株予約権
  - (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (5) 各本新株予約権1個未満の行使はできない。
8. 新株予約権の取得に関する事項
  - (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
  - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「7. 新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「9. (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記「7. 新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記「8. 新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
10. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

## パイブドHD株式会社第1回新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の名称

パイブドHD株式会社第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

## 2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式200株とする。

なお、付与株式数は、平成27年3月31日以降当社成立の日の前日までに株式会社パイブドビッツが株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、及び、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、平成27年3月31日以降当社成立の日の前日までに株式会社パイブドビッツが合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合、及び、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金287円とする。

なお、平成27年3月31日以降当社成立の日の前日までに株式会社パイブドビッツが株式分割または株式併合を行う場合、及び、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、平成27年3月31日以降当社成立の日の前日までに株式会社パイブドビッツが普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。以下同じ。）、及び、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数（平成27年3月31日以降当社成立の日の前日までにについては、株式会社パイブドビッツの普通株式にかかる発行済株式総数から同普通株式にかかる株式会社パイブドビッツの自己株式数を控除した数）とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、平成27年3月31日以降当社成立の日の前日までに株式会社パイプドビッツが他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、及び、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成27年9月1日から平成31年4月25日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権は、株式会社パイプドビッツにおける平成25年2月期または平成26年2月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における経常利益が下記①乃至③に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することが可能となる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
  - ① 350百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20%まで
  - ② 500百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の50%まで
  - ③ 700百万円を超過した場合、全ての本新株予約権
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使はできない。

8. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「7. 新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「9. (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記「7. 新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記「8. 新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 10. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(別紙3-1)

## 株式会社パイブドビッツ第8回新株予約権の内容

### 1. 新株予約権の名称

株式会社パイブドビッツ第8回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

### 2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成26年7月11日の東京証券取引所における普通取引の終値である1,580円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 4. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成29年6月1日から平成31年7月12日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
7. 新株予約権の行使の条件
  - (1) 本新株予約権は、平成27年2月期から平成29年2月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における税金等調整前当期純利益が下記①乃至③に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することが可能となる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき税金等調整前当期純利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
    - ① 350百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20%まで
    - ② 500百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の50%まで
    - ③ 700百万円を超過した場合、全ての本新株予約権
  - (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (5) 各本新株予約権1個未満の行使はできない。
8. 新株予約権の取得に関する事項
  - (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
  - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「7. 新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。



- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「9. (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記「7. 新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記「8. 新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
10. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

## パイブドHD株式会社第2回新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の名称

パイブドHD株式会社第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

## 2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、平成27年3月31日以降当社成立の日の前日までに株式会社パイブドビッツが株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、及び、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、平成27年3月31日以降当社成立の日の前日までに株式会社パイブドビッツが合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合、及び、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## 3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1,580円とする。

なお、平成27年3月31日以降当社成立の日の前日までに株式会社パイブドビッツが株式分割または株式併合を行う場合、及び、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、平成27年3月31日以降当社成立の日の前日までに株式会社パイブドビッツが普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。以下同じ。）、及び、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数（平成27年3月31日以降当社成立の日の前日までにについては、株式会社パイブドビッツの普通株式にかかる発行済株式総数から同普通株式にかかる株式会社パイブドビッツの自己株式数を控除した数）とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、平成27年3月31日以降当社成立の日の前日までに株式会社パイプドレッツが他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、及び、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成29年6月1日から平成31年7月12日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権は、平成27年2月期から平成29年2月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における税金等調整前当期純利益が下記①乃至③に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することが可能となる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき税金等調整前当期純利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
  - ① 350百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20%まで
  - ② 500百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の50%まで
  - ③ 700百万円を超過した場合、全ての本新株予約権
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使はできない。

8. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「7. 新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「9. (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「4. 新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記「7. 新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記「8. 新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 10. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以 上

### 3. 会社法施行規則第206条に定める内容の概要

#### (1) 対価の相当性に関する事項

本株式移転におきましては、当社単独の株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義として、株主の皆さまの所有する当社普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

また、持株会社の資本金および準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的および規模ならびに設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

#### (2) 株式移転に際して交付される新株予約権に係る定めの内容の相当性に関する事項

本株式移転におきましては、当社の新株予約権者に対してその有する新株予約権の代わりに交付する持株会社の新株予約権の内容は、当社の新株予約権とほぼ同一の内容のものであり、相当であると判断しております。

また、本株式移転におきましては、当社普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株が割当てられることから、当社の新株予約権者に対して、その有する新株予約権1個につき持株会社の新株予約権1個を割当てることは、相当であると判断しております。

### 4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 当社は、平成27年3月16日開催の取締役会において、株式会社カレンが実施する第三者割当増資（取得価額31百万円）を引受けることを決議し、同年3月20日の払込期日までに増資金額の払込を完了いたしました。

(2) 当社は、平成27年3月16日開催の取締役会において、Sprinklr, Inc.（本社：米国ニューヨーク州）が実施する第5回資金調達 Round E において、総額約400万米ドル（約478百万円）を出資することを決議し、同年3月30日（米国東部時間）の払込期日までに出資金払込を完了いたしました。

5. 持株会社の取締役となる者に関する事項  
 持株会社の取締役となる者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                       | (1)所有する当社の株式数<br>(2)割当てられる<br>持株会社の株式数 |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 佐谷 宣昭<br>(昭和47年11月12日生) | 平成12年4月 当社設立 代表取締役<br>平成17年12月 当社代表取締役社長CEO(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>ペーパーレススタジオジャパン株式会社社外取締役<br>株式会社アズベイス社外取締役                                                                                                                                                                                                          | (1)2,801,200株<br>(2)2,801,200株         |
| 大屋 重幸<br>(昭和45年1月3日生)   | 平成5年4月 株式会社トーメン(現豊田通商株式会社)入社<br>平成12年9月 ネクスネット株式会社入社<br>平成14年4月 株式会社マクロミル入社<br>平成14年9月 同社常勤監査役<br>平成18年10月 株式会社イー・アイ・ピー入社<br>執行役員CFO<br>平成19年8月 株式会社リサイクルワン入社<br>経営企画室長<br>平成20年2月 株式会社アトランティス<br>取締役CFO<br>平成21年6月 当社入社 執行役員CRO<br>平成22年5月 当社取締役CFO(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>ペーパーレススタジオジャパン株式会社社外監査役<br>株式会社アズベイス社外取締役 | (1)10,000株<br>(2)10,000株               |
| 深井 雄一郎<br>(昭和49年2月11日生) | 平成9年4月 エヌ・ティ・ティ・リース株式会社(現NTTファイナンス株式会社)入社<br>平成16年10月 株式会社オプト入社<br>平成18年6月 クロスフィニティ株式会社<br>代表取締役社長<br>平成18年9月 eMFORSE Inc社 非常勤取締役<br>平成19年8月 株式会社リサイクルワン入社<br>平成20年3月 当社入社 執行役員COO<br>平成20年5月 当社取締役COO<br>平成21年3月 当社取締役副社長COO(現任)                                                                                   | (1)10,000株<br>(2)10,000株               |

| 氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                         | (1)所有する当社の株式数<br>(2)割当てられる<br>持株会社の株式数 |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| つる<br>鶴 本 浩 司<br>(昭和38年10月6日生) | 昭和61年4月 日本ヒルトンホテル株式会社入社<br>昭和63年12月 Highstress Plastics 株式会社入社<br>平成3年5月 株式会社リン・コーポレーション入社<br>平成6年12月 オーストラリア政府観光局入局<br>平成14年11月 株式会社軌道社(現株式会社マーケティング・ボイス) 設立<br>代表取締役(現任)<br>平成20年2月 当社取締役(現任)<br>平成24年12月 トラベルプレス株式会社(現トラベルボイス株式会社) 設立<br>代表取締役(現任) | (1)9,400株<br>(2)9,400株                 |

- (注) 1. 鶴本浩司氏は、社外取締役候補者であります。
2. 鶴本浩司氏は、株式会社マーケティング・ボイスの代表取締役及びトラベルボイス株式会社の代表取締役を務めており、当社は株式会社マーケティング・ボイス及びトラベルボイス株式会社との間に、当社情報資産プラットフォーム「スパイラル(R)」の提供に係る取引関係があります。なお、その他の取締役候補者と当社グループとの間には特別の利害関係はありません。また、各取締役候補者と持株会社との間に特別の利害関係が生じる予定はありません。
3. 鶴本浩司氏は、経営者としての経験・実績が豊富であり、また専門性、国際性を有しているため、社外取締役として当社の業務執行の監督などの役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。
4. 鶴本浩司氏の選任が承認された場合、持株会社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額といたします。
5. 当社は、鶴本浩司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ており、持株会社が設立され、同氏が就任した場合には、持株会社は、同氏を独立役員として指定する予定であります。

## 6. 持株会社の監査役となる者に関する事項

持株会社の監査役となる者は、次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)             | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                     | (1) 所有する当社の株式数<br>(2) 割当てられる<br>持株会社の株式数 |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| まつ なが のぶみ<br>松 永 望<br>(昭和21年5月21日生)     | 昭和46年4月 大協石油株式会社(現コスモ石油株式会社) 入社<br>平成9年6月 同社四日市製油所総務担当副所長<br>平成10年6月 同社総務部長<br>平成12年6月 コスモエンジニアリング株式会社 経理部長<br>平成14年3月 同社取締役経理部長<br>平成16年3月 同社常務取締役<br>平成19年2月 当社入社<br>執行役員経営企画管理本部長<br>平成20年3月 当社顧問<br>平成20年5月 当社常勤監査役(現任)                     | (1)9,400株<br>(2)9,400株                   |
| おお むら たけし<br>大 村 健<br>(昭和49年4月27日生)     | 平成11年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)<br>平成22年5月 当社社外監査役(現任)<br>平成23年1月 フォーサイト総合法律事務所開設<br>代表パートナー弁護士(現任)<br>株式会社リアルワールド社外監査役(現任)<br>平成24年12月 モーションビート株式会社(現ユニテッド株式会社)社外監査役(現任)<br>アライドアーキテツ株式会社社外監査役(現任)<br>平成25年10月 株式会社レアジョブ社外監査役(現任)<br>株式会社イグニス社外監査役(現任) | (1)9,400株<br>(2)9,400株                   |
| わた なべ のぶ あき<br>渡 邊 宣 昭<br>(昭和24年3月25日生) | 昭和47年10月 監査法人和光事務所入所<br>昭和56年8月 公認会計士登録<br>平成12年5月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員<br>平成20年7月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)東関東事務所長<br>平成23年7月 公認会計士渡邊宣昭事務所開設<br>所長(現任)<br>平成24年5月 当社社外監査役(現任)<br>株式会社東天紅社外監査役(現任)                                              | (1)一株<br>(2)一株                           |

- (注) 1. 大村健氏と当社との間には組織再編に関する法的助言等の取引関係があります。その他の候補者と当社グループとの間には特別の利害関係はありません。
2. 大村健氏及び渡邊宣昭氏は、社外監査役候補者であります。
3. 大村健氏は、弁護士として会社法を中心とする企業法務全般を熟知しており、監査役として適任であると判断しております。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。



4. 渡邊宣昭氏は、公認会計士の資格を持ち、監査及び会計の専門家として、当社取締役の職務の執行につき提言・助言を受けることができると判断しております。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 各氏の選任が承認された場合、持株会社は各監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は法令が規定する額のいずれか高い額といたします。
6. 当社は大村健氏及び渡邊宣昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ており、持株会社が設立され、両氏が就任した場合には、持株会社は、両氏を独立役員として指定する予定であります。

## 7. 持株会社の会計監査人に関する事項

持株会社の会計監査人となる者は次のとおりであります。

|                       |                                                                                                                                                                          |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                    | 有限責任 あずさ監査法人                                                                                                                                                             |
| 主たる事業所の所在地            | 東京都新宿区津久戸町1番2号                                                                                                                                                           |
| 沿革                    | 昭和60年7月 監査法人朝日新和会計設立<br>平成5年10月 井上齋藤英和監査法人(昭和53年4月設立)と合併し、名称を朝日監査法人とする。<br>平成16年1月 あずさ監査法人(平成15年2月26日設立)と合併し、名称をあずさ監査法人とする。<br>平成22年7月 有限責任監査法人に移行し、法人名を有限責任 あずさ監査法人とする。 |
| 概要<br>(平成26年12月31日現在) | 出資金： 3,000,000,000円<br>構成員員：<br>公認会計士 3,030名(うち代表社員32名、社員516名)<br>会計士補 13名<br>会計士試験合格者 944名<br>専門員 668名(特定社員34名、うち代表社員1名)<br>その他職員 572名<br>合計 5,227名<br>関与会社： 3,326社     |

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふ<br>氏<br>り<br>が<br>な<br>名<br>(生年月日)                        | 略<br>(重要な兼職の状況)                                                 | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|------------|
| ゆ<br>由<br>ぎ<br>木<br>り<br>竜<br>ゆう<br>た<br>太<br>(昭和50年10月6日生) | 平成12年10月 弁護士登録(東京弁護士会)<br>平成23年1月 フォーサイト総合法律事務所<br>パートナー弁護士(現任) | 一株         |

- (注) 1. 候補者と当社グループとの間には特別の利害関係はありません。
2. 由木竜太氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 由木竜太氏は、弁護士として会社法を中心とする企業法務全般を熟知しており、監査役として適任であると判断しております。なお、同氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 由木竜太氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

以上











## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区赤坂二丁目14番27号 国際新赤坂ビル東館14階  
TKP赤坂駅カンファレンスセンター ホール14A



- ◎赤坂駅（東京メトロ：千代田線5a番出口より）直結
- ◎溜池山王駅（東京メトロ：銀座線・南北線10番出口より）徒歩6分
- ※駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。